# 【指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所運営規定】

（事業の目的）

第１条　医療法人桂会 丹尾医院が開設する（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所わがや（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の職員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

３　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称　わがや

二　所在地　福井市宝永3丁目25番8号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一　管理者1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定小規模多機能型居宅介護を提供する。

二　介護支援専門員1名以上

介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たる。

三　看護職員1名以上

登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

四　介護従事者（通いサービス）

1日当たりの通いサービス利用者3名又はその端数を増すごとに1名以上

事業所における身体介護・生活援助を提供する。

五　介護従事者（訪問サービス）1日当たり1名

登録者の居宅に訪問し、身体介護・生活援助を提供する。

六　介護従事者（宿泊サービス）宿泊サービス利用者に対して1名

宿泊サービス利用者に身体介護・生活援助を提供する。

（営業日及び営業時間等）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日 1年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）

二　営業時間　24時間

三　サービス提供基本時間

ア　通いサービス　午前6時から午後9時まで

イ　宿泊サービス　午後9時から午前6時まで

ウ　訪問サービス　24時間

（登録定員及び利用定員）

第６条　事業所における利用定員は次のとおりとする。

一　登録定員　29名

二　通いサービス　15名

三　宿泊サービス　5名

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

福井市

（小規模多機能型居宅介護計画の作成）

第８条　事業所の介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

２　指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

一　地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。

二　利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。

三　小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう心要な援助を行うこととする。

四　登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

（指定小規模多機能型居宅介護の内容）

第９条　指定小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

一　通いサービス

事業所において食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

二　宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

三　訪問サービス

利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

２　サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

（指定小規模多機能型居宅介護の利用料）

第10条　指定小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

一　食事代　朝食629円、昼食721円、夕食721円（利用した場合のみ）

二　宿泊費　１泊につき、1,500円

三　おむつ代　実費

四　前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

２　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条　サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

一　サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があること。

二　利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。

三　サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

（緊急時等における対応方法）

第12条　事業所の職員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2　主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

（事故発生時の対応）

第13条　事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2　事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3　当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（苦情処理）

第14条　事業所は、自ら提供した指定小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

2　事業所は、苦情及び苦情に対する対応結果についての記録および保管を行い、事業所内ミーティングにおいて職員に周知を行い、再発防止への意識づけを行うものとする。

（非常災害対策）

第15条　指定小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

2　非常災害に備え、年1回以上の避難訓練を行う。

（運営推進会議）

第16条　事業所の行う指定小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2　運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。

3　運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。

4　運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

（地域との連携）

第17条　事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

（記録の整備及び公表）

第18条　事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2　事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する、次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

一　居宅サービス計画

二　小規模多機能型居宅介護計画

三　提供した具体的なサービスの内容等の記録

四　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五　市町村への通知に係る記録

六　苦情の内容等の記録

七　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

八　運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録

（秘密保持等）

第19条　事業所並びに当事業所における従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

2　事業所は、当事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

3　事業所は、利用者に医療上緊急の必要性が生じた場合や、他の介護サービス事業者等との連携を図る場合、並びにサービス担当者会議等において、その個人情報が用いられる者の同意をあらかじめ文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を提供できる

ものとする。

（虐待の防止のための措置）

第20条　事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

2　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

3　事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

4　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。

5　前４号における措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（身体的拘束等の適正化のための措置）

第21条　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

2　事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体的拘束等適正化検討委員会」）（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３か月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

3　事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

4　事業所において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

5　事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という、）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除く。

6　前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においての行うことができる。

7　前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従事者により検討会議を行う。また、経過観察記録を整備する。

（業務継続計画）

第22条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及

び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理）

第23条　事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、使用する備品等の清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を行い、常に衛生管理に留意するとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

（感染症の予防及びまん延の防止）

第24条

2　事業所において、感染症（又は食中毒）が発生し、又はまん延しないように次の各号に揚げる措置を講じるものとする。

一　事業所における感染症（又は食中毒）の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二　事業所における、感染症（又は食中毒）の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三　事業所において、従業者に対し、感染症（食中毒）の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（協力医療機関等）

第25条　事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2　事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

（ハラスメントの防止）

第26条　事業所は、ハラスメント指針を整備し、事業所におけるハラスメント対策の推進を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第27条　事業所は、全ての小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質的向上を図るための研修の

機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一　採用時研修 採用後1か月以内

二　継続研修 年1回以上

2　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3　当事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人桂会丹尾医院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【附 則】

・この規定は、平成28年10月1日から施行する。

・平成28年11月1日　　一部改訂（登録定員及び利用定員の変更）

・令和4年10月1日　　一部改定（食費の変更）

・令和5年9月1日　　一部改定（食費の変更）

・令和6年4月1日　　一部改定（虐待防止・身体拘束に関する体制整備を含む）

・令和7年8月20日　　一部改定

この規定は令和7年4月1日より施行するが、身体的拘束の適正化に関する体制整備（委員会設置・指針整備・研修実施等）は令和6年度中に完了しており、今回の改定は整備済みの内容を正式に規定へ反映したものである。

・令和8年4月1日　　一部改定（食費の変更）

・令和8年5月1日　　一部改定

（利用料金負担割合の表記を「1割」から「1割から3割」へ変更）

・令和8年8月1日　　一部改定（食費の変更）